

まずはご相談下さい!!

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業主の皆さんへ

太宰府市商工会では、「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を太宰府市と共同で設置しています。コロナウイルスによる事業への影響など、経営における相談等は、太宰府市商工会へご相談下さい。

☆福岡県

融資：緊急経済対策資金（セーフティネット保証4号）

○対象者：市町村から新型コロナウイルス感染症にかかるセーフティネット保証4号の認定を受けた県内中小企業者

○4号認定要件：①太宰府市において1年以上継続して事業を行っている中小企業者
②新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月の売上高等が前年同月と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月の売上高等が前年同月と比較して20%以上減少が見込まれる方

融資限度額	融資期間	利率	保証利率	資金用途
1億円	10年以内 (うち据置2年以内)	1.3%	0.00%	運転資金 設備資金

※融資制度詳細については福岡県のホームページ

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r1yuushiseidoannai.html> をご覧ください

○4号認定手続：下記の①～④を準備して、太宰府市役所産業振興課へ認定申請を行って下さい。

○申請に必要な書類 ①4号認定申請書 2部
②登記簿謄本（法人）又は確定申告書（個人） 1部
③最近3ヶ月及び前年度同期間の売上試算表
④印鑑

※4号認定申請詳細については太宰府市のホームページ

<http://www.city.dazaifu.lg.jp/admin/business/yushi/3587.html> をご覧ください

☆日本政策金融公庫（無利子・無担保融資）

※実質無利子融資…新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度を併用することで、**実質的な無利子化を実現**

融資：新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、業況が悪化した事業者に対し、融資枠別枠の制度を創設。**信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。**

【対象者】 新型コロナウイルス感染症の発生の影響を受けて一時的な業況悪化を来した次のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む）の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

融資限度額(別枠)	融資期間	利率
国民事業 6,000万円	設備 20年以内 運転 15年以内 (うち据置5年以内)	当初3年間 基準金利 ▲0.9% (1.36% → 0.46%) 4年目以降 基準金利

※利下げ限度額：国民事業3,000万円

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、**特に影響の大きい個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで、資金繰り支援を実施。**

【適用対象】 新型コロナウイルス感染症特別貸付により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（小規模事業者に限る）： 要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）： 売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①、②を除く事業者）： 売上高20%減少

※小規模要件

- ・ 製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・ 卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】 ・ 期間：借入後当初3年間
・ 給付対象上限：国民事業3,000万円

※詳細については日本政策金融公庫のホームページ

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html をご覧ください

☆厚生労働省

助成金：雇用調整助成金の特例措置

○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、雇用調整助成金の特例を実施します。
雇用調整助成金とは、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。

(対象者は雇用保険の被保険者)

	特例措置の内容
①	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)
②	休業等計画届の事後提出を可能(1月24日~5月31日まで)
③	生産指標の確認対象を1ヶ月10%以上低下に緩和
④	最近3ヶ月の雇用指標が対前年比増加でも助成対象
⑤	事業所設置後、1年未満事業主についても助成対象
⑥	助成率 2/3(中小企業)、1/2(大企業)
⑦	クーリング期間の撤廃
⑧	被保険者期間要件の撤廃

※詳細については厚生労働省のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html をご覧ください

☆厚生労働省

助成金：小学校等の臨時休校に伴う保護者の休暇取得支援

○新型コロナ新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等にその小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設。

項目	内容
対象者	①又は②の子の世話をを行うことが①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主。
	①型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子 ②邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
支給額	休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10 ※支給額は8,330円を日額上限とする ※大企業、中小企業ともに同様
適用日	令和2年2月27日~3月31日の間に取得した休暇

※詳細については厚生労働省のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html をご覧ください

問合せ先：太宰府市商工会 TEL：092-922-4345